

○枚方市情報公開条例

平成 9 年12月15日

条例第23号

改正 平成10年 3 月27日条例第 9 号

平成11年12月24日条例第35号

〔※平成12年 4 月 1 日施行による一部改正済〕

平成16年 3 月31日条例第12号

平成19年 6 月29日条例第22号

平成22年12月 9 日条例第36号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 情報の公開（第 5 条—第13条）

第 3 章 救済手続（第14条）

第 4 章 情報公開の総合的な推進（第15条）

第 5 章 雑則（第16条—第21条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。

（2） 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

（3） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委

員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(平10条例9・平16条例12・平22条例36・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

(情報の公開の請求)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開(第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

（2） 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの

（3） 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報

ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

（4） 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

（5） 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

（6） 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

（7） 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

（8） 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの

（平19条例22・一部改正）

（部分公開）

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を同項の請求をしたもの(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定(第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が不存在であるため情報を公開できない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかに

しなければならない。

- 5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により手続をとった場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（手数料及び費用負担）

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料
- （2） 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

- 2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平11条例35・一部改正)

第3章 救済手続

(救済手続)

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

(市長の調整)

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第5条第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(平19条例22・追加)

(運用状況の公表)

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(平19条例22・旧第1項・一部改正)

附 則〔平成10年3月27日条例第9号〕

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成11年12月24日条例第35号〕

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の〔中略〕枚方市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は申出に係る手数料について適用し、同日前の申請又は申出に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則〔平成16年3月31日条例第12号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年6月29日条例第22号〕

1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。

2 改正後の枚方市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた情報の公開の請求その他の行為について適用し、同日前になされた情報の公開の請求その他の行為については、なお従前の例による。

附 則〔平成22年12月9日条例第36号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。